

補助金・優遇税制情報

電動車に関する補助金及び優遇制度についてご紹介しています。申請要件・補助金額等の詳細や申請の受付状況等については、それぞれのお問合せ先までご連絡ください。

EV：電気自動車、
HV：ハイブリッド自動車、
PHV：プラグインハイブリッド自動車、
FCV：燃料電池自動車、
CNG：圧縮天然ガス車、
LNG：液化天然ガス車、
NGV：天然ガス自動車、
HICEV：水素内燃機関型自動車
充電設備、
充放電設備、
外部給電器
水素スタンド

■電動車の導入補助金情報

No.	事業名	対象車	対象車種	補助対象者	予算年度	公募期間	お問合せ先
1	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金） （経済産業省）	・自動車 ※あらかじめ次世代自動車振興センターが承認したもの	EV （超小型モビリティ・ミニカー・側車付二輪自動車・原動機付自転車を含む） PHV FCV	・個人 ・法人、地方公共団体	令和7年度補正	令和8年3月31日開始（終了日未定）	一般社団法人 次世代自動車振興センター CEV補助金（車両）受付窓口 電話：0570-001-136
2	低公害バス・人にやさしいバス導入助成事業（大阪府運輸事業振興助成補助金） （大阪バス協会）	・バス	EV FCV HV CNG	・大阪府下のバス事業者 （公営事業者を除く）	令和8年度	令和8年4月1日～令和9年3月20日	一般社団法人大阪バス協会 電話：06-6341-8006
3	令和8年度環境対応車導入にかかる助成について（一般社団法人大阪府トラック協会）	・トラック	EV FCV HV CNG・LNG	・大阪府下のバス事業者	令和8年度	令和8年4月1日～令和9年1月29日	一般社団法人大阪府トラック協会 業務部 電話：06-6965-4036
4	令和8年度ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業（環境省）	・トラック ・バス	HV NGV	・トラックを事業の用に供する者 ・トラックの貸渡し（リース）を業とする者（トラックを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。） ・バスを事業の用に供する者 ・バスの貸渡し（リース）を業とする者（バスを事業の用に供する者に貸し渡す者に限る。）	令和8年度	令和8年7月17日～令和9年1月29日	公益財団法人北海道環境財団 補助事業部 電話:011-206-1573
5	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業（環境省）	・トラック	低炭素型ディーゼルトラック（2025年度燃費基準を達成した車両）	トラック運送事業者(中小事業者（資本金3億円又は従業員数300人以下）に限る。）又はトラック運送事業者(中小事業者)に車両をリースする事業者	令和8年度	令和8年6月8日～令和9年1月29日	一般財団法人環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業 電話：03-5341-4577
6	令和7年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス） （環境省・国土交通省・経済産業省）	・タクシー ・バス	EV PHV FCV HICEV	① タクシー等車両又はバス車両を事業の用に供する者 ② タクシー等車両又はバス車両の貸渡し（リース）を業とする者（①、③及び⑥に貸し渡す者に限る。） ③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等 ④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者 ⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備を所有する者（①、②、③、④、⑥のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る）。 ⑥ 地方公共団体 ⑦ その他大臣の承認を得て J A T A が適当と認める者	令和7年度補正	令和8年4月24日～令和9年1月29日	公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 補助金執行グループ 電話：03-6836-1203

7	令和7年度（補正予算）商用車等の電動化促進事業（トラック） （環境省・国土交通省・経済産業省）	・トラック	EV PHV FCV HICEV	①貨物自動車運送事業者 ②自家用商用車（トラック等）を業務に使用する者（車両総重量2.5トン超の車両に限る。） ③商用車（トラック等）の貸渡しを業とする者（①、②、④、⑦に貸渡しする者に限る。） ④地方公共団体 ⑤貨物自動車運送事業の分社等により、自らが50 %を超える出資比率によって設立した子会社たる貨物自動車運送事業者に、自らが所有するトラック車両を貸与する者 ⑥トラックと一体的に導入される充電設備を所有する者（リースの貸渡し先を含む）（①、②、③、④、⑤、⑦のトラック車両と一体的に導入される場合に限る。） ⑦①から⑥までのいずれかに該当する複数の者にて構成されるコンソーシアム（共同事業体） ⑧その他環境大臣の承認を得て、執行団体が適当と認める者	令和7年度補正	令和8年4月24日～令和9年1月15日	一般財団法人環境優良車普及機構 <車両> 電話：03-5944-0883 <充電設備> 電話：03-5341-4728
---	--	-------	--	--	---------	---------------------	---

8	令和８年度ひらかたゼロカーボン推進補助金について	枚方市 ・電気自動車	■EV	・市民 ※詳細な補助要件は、ホームページ参照	令和８年度	令和８年５月11日～令和９年１月29日	枚方市環境部環境政策課 電話：050-7102-6005
9	河内長野市再生可能エネルギー導入促進補助金	河内長野市 「ＣＥＶ補助金」で交付対象となる「電気自動車」の「普通自動車」又は「小型・軽自動車」で「給電機能かつトップランナー制度の対象」の銘柄	■EV	河内長野市民であることまたは実績報告書兼請求書の提出までに河内長野市民となる見込みであること（その他要件あり）	令和８年度	令和８年５月11日～令和８年12月15日	河内長野市地域資源循環部環境政策課 電話0721-53-1111
10	岬町電気自動車等導入支援事業補助金	岬町 ・電気自動車 ・燃料電池自動車	■EV ■FCV	(1) 使用者が、新車登録された日又は標識の交付を受けた日から起算して１年以上前から引き続き町内に居住し、かつ本町の住民基本台帳に登録された者であること。 (2) 使用者が本町の税、国民健康保険料及び介護保険料を滞納していないこと。 (3) 暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員若しくは岬町暴力団排除条例(平成２４年条例第１８号)第２条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと (4) 申請者が補助対象自動車の購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者であって、かつ、使用者であること。 ただし、次に掲げる場合は、この要件に適合するものとみなす。 ① 所有権留保付ローンによる購入において、自動車検査証上の所有者が販売会社又はローン事業者等であり、かつ、申請者が使用者である場合 ② リース契約において、自動車検査証上の所有者がリース事業者等であり、かつ、申請者が使用者である場合 ③ 購入者が、別途町長が特別の事情があるものと認める者である場合	令和８年度	令和８年４月１日～令和９年３月31日	岬町しあわせ創造部生活環境課 電話：072-492-2714

■充電設備・V2H充放電設備・外部給電器の補助金情報

No.	事業名	対象設備	補助対象者	予算年度	公募期間	お問合せ先
1	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金） （経済産業省）	■充電設備、V2H充放電設備、外部給電器 ■水素スタンド	(１) 充電設備・V2H ①地方公共団体 ②法人 ③法人格をもたないマンション管理組合 ④個人（共同住宅のオーナー、共同住宅の居住者等） (２) 外部給電器 ①地方公共団体 ②法人 ③その他団体等（リース会社含む） ④個人 (３) 水素スタンド 法人及び個人事業者（地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む）	令和８年度	令和８年７月７日～令和８年11月16日	一般社団法人 次世代自動車振興センター CEV 補助金（充電設備）受付窓口 ①充電設備・V2H充放電設備 電話：0570-000-299 ②外部給電器 電話：0570-001-136 ③水素スタンド 電話：03-6261-0892
2	大阪市電気自動車用充電設備設置費補助金	大阪市 ■電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の充電設備	・集合住宅の管理組合又は集合住宅所有者等 ただし、令和8年度に国の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」の交付決定を受けていることが必須	令和８年度	令和８年７月７日～令和８年11月16日	大阪市環境局環境施策課エネルギー政策グループ 電話：06-6630-3483
3	堺市スマートハウス化等支援事業	堺市 ■既設の集合住宅へ導入した電気自動車充電設備	・CEV補助金対象の未使用品の機器を、市内における新築を除く集合住宅に属する駐車場へ導入した集合住宅の所有者や管理組合等	令和８年度	令和８年６月25日～令和９年２月15日	堺市環境局カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課 電話：072-228-7548
4	泉大津市住宅用ゼロカーボンシティ推進補助金	泉大津市 ■V2H充放電設備	・令和8年3月1日から令和9年2月末日までの間に自らが居住する市内の住宅（店舗付き住宅の住宅部分を含む。）に新品かつ未使用品の設備等を購入し、設置しているもの	令和８年度	令和８年４月１日～令和９年３月15日 (※令和８年３月１日から令和９年２月28日までに購入・設置完了した設備が対象です。)	泉大津市環境課 電話：072-533-1131

5	泉大津市民間施設等ゼロカーボンシティ推進補助金	泉大津市 ■急速充電スタンド	・泉大津市の区域内に敷地を有する次に掲げる施設の利用者が使用する駐車場に設備を設置するもの 商業施設、宿泊施設、観光施設、遊戯施設、飲食施設、公共施設	令和８年度	令和８年４月１日～令和８年12月31日	泉大津市環境課 電話：072-533-1131
6	令和8年度エコハウス補助金	高槻市 ■V2Hの設置（単独設置（太陽光発電システムと連携していること）、または、太陽光発電システム（余剰電力買取制度に限る）と同時設置に限る）	1.市内の自ら居住する住宅に、対象機器(中古品を除く)を設置すること。ただし、令和7年4月1日以降に、機器の設置等に係る契約を締結しており、エコハウス事業の完了日（※）が令和8年2月28日～令和9年2月28日であること。 2. エコハウス事業の完了日（※）から31日以内または令和9年3月5日のいずれか早く訪れる日までに、エコハウス補助金交付申請兼実績報告書及びその他必要書類を提出すること。 3. 納期が到来している市税を完納していること（住宅の所有者全員）。 4. 住宅の所有者全員から機器設置について同意が得られていること。 5. 過去に交付を受けたことのある補助対象機器を含む区分ではないこと。 ※エコハウス事業の完了日 申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日（領収日）。ただし、太陽光発電システムを含む申請については、申請者が事業者に対して設置機器の代金の支払いを完了した日（領収日）又は電力会社と電力受給契約を締結したことを証する書類の発行日のいずれか遅い日。	令和８年度	令和８年５月11日～令和９年３月５日	高槻市市民共創部環境政策課 電話：072-674-7486
7	令和8年度ひらかたゼロカーボン推進補助金	枚方市 ■V２H充放電設備	・市民 ※詳細な補助要件は、ホームページ参照	令和８年度	令和８年５月11日～令和９年１月29日	枚方市環境部 環境政策課 電話：050-7102-6005
8	河内長野市再生可能エネルギー導入促進補助金	河内長野市 ■経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる「V2H充放電設備」の銘柄	河内長野市民であることまたは実績報告書兼請求書の提出までに河内長野市民となる見込みであること（その他要件あり）	令和８年度	令和８年５月11日～令和８年12月15日	河内長野市地域資源循環部環境政策課 電話：0721-53-1111
9	地球温暖化対策設備導入促進事業	大阪狭山市 ■電気自動車等充放電設備（V２H） ■電気自動車充電設備	大阪狭山市民	令和８年度	令和８年９月１日～令和８年10月31日	大阪狭山市市民生活部生活環境グループ 電話：072-360-4319
10	令和8年度電気自動車等充電設備設置費補助金	河南町 ■急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンド、V2H	住民、町内で事業を営む法人または個人事業主、マンションの管理組合	令和８年度	令和８年４月６日～令和９年１月29日	河南町まち創造部都市環境課 電話：0721-93-2500(内272)

■優遇税制

令和5年4月1日以降の自動車関係諸税の概要については、以下をご覧ください。 【参照】国土省URL（外部サイトへリンク）から抜粋
・[「エコカー減税の概要」](#)（外部サイトへリンク）
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車重量税を免税・軽減

・[「グリーン化特例の概要」](#)（外部サイトへリンク）
排出ガス性能及び燃費性能に優れた自動車に対して、それらの性能に応じて、自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、新車新規登録等から一定年数を経過した自動車に対して自動車税・軽自動車税を重課